

北朝鮮の核実験と国連安保理決議1874

～ 具体的な実効性を伴った対北朝鮮制裁決議 ～

外交防衛委員会調査室 てらばやし ゆうすけ
寺林 裕介

はじめに オバマ政権の発足と北朝鮮の瀬戸際外交

2009年1月20日にオバマ米大統領が就任すると、ブッシュ前政権がその政権後期に推し進めた北朝鮮との二者外交（北朝鮮の核施設の無能力化に対するエネルギー支援供与、核計画の申告に対するテロ支援国家指定解除、そして検証措置の文書化）が行き詰まりを見せる中で、米国の新たな対北朝鮮外交の方針が注目されることとなった。

クリントン国務長官はその指名承認公聴会で「（六者会合の中では）米朝二者間で接触する機会もある」と発言しつつも¹、「義務を果たさないならば、制裁を課す」とするなど²、関与と政策を基礎として「対話と圧力」の姿勢を示した³。加えて、クリントン国務長官は2月16日～18日に訪日した際に、「六者会合は有益な場だという前提に立つところから始め」「可能な限り広範囲に関与する」とも発言している⁴。

しかし、政権発足直後に中東和平やアフガニスタン問題を抱えていたオバマ政権にとって、朝鮮半島の問題は二の次とならざるを得なかった。後に北朝鮮担当の政府特別代表に就任するボスワース元駐韓大使が2月3日～7日に訪朝した折には、クリントン国務長官名の親書を北朝鮮側に手渡し、政権が発足したばかりで問題に取りかかるまで時間がかかる等のメッセージを伝えたとする報道もあった⁵。

こうした米国の政権移行期にあつて、北朝鮮は米国と歩調を合わせようとする気配を見せず、むしろ弾道ミサイルの発射や核実験の実施といった本格的な瀬戸際外交を展開していくこととなる。金正日総書記の健康問題を抱えた北朝鮮が、米国の超大国としてのパワーの衰退を見て取り、攻勢に出ている感もある。

本稿では、米国でオバマ政権が発足し、新しい米朝関係の構築が期待されたかに思われた矢先に、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、続けて2度目となる核実験を実施したことを受け、第一に、これに対する我が国及び国連安全保障理事会の対応をまとめ、第二に、弾道ミサイル発射に対する安保理の議長声明の意味を考えてみるとともに、核実験を受け安

1 “Statement of Senator Hillary Rodham, Clinton Nominee for Secretary of State, Senate Foreign Relations Committee, January 13, 2009”

2 “Questions for the Record Senator Richard G. Lugar, Nomination of Hillary Rodham Clinton Department of State Secretary of State”

3 オバマ政権発足当初の対北朝鮮外交については、宇佐美正行「オバマ新政権の誕生と日本外交の課題」『立法と調査』No.290（2009.2）39～40頁を参照。

4 朝日新聞のインタビュー（2009.2.18）

5 オバマ政権の国務省政権移行チームを率いたシャーマン元国務省顧問が言及（『朝日新聞』2009.2.12）。

保理で採択された決議1874について若干の解説を試みたい。なお、本稿で引用した国会答弁以外の各国要人の発言は新聞報道等による。

1. 北朝鮮の弾道ミサイル発射（2009年4月5日）

（1）米朝協議の模索とミサイル発射

オバマ政権発足当初から北朝鮮の弾道ミサイル発射準備が取りざたされる中、2月16日にはミサイル発射について事実上報道で明らかとなった。2月17日～19日に六者会合の議長国・中国の首席代表である武大偉外務次官が訪朝し、北東アジア地域を緊張させる行為を避けるよう北朝鮮に要請したが、2月24日、北朝鮮の朝鮮宇宙空間技術委員会報道官が試験通信衛星「光明星2号」を運搬するロケット「銀河2号」を打ち上げるための準備作業が進行中との談話を発表した。続いて北朝鮮は、3月12日には、人工衛星発射を国際海事機関（IMO）と国際民間航空機関（ICAO）に通報した⁶。

これに対し米国のボスワース特使は3月3日～10日の間、中国、日本、韓国を歴訪しながら訪朝の機会を伺ったが、実現には至らなかった⁷。オバマ政権としては、ブッシュ政権でヒル国務次官補が務めた六者会合首席代表に、ソン・キム次席代表を昇格させ、その一方でボスワース氏をより上級の特別代表職として起用し、交渉相手として北朝鮮側の金桂冠外務次官より上のランクの高官との直接対話を希望していた⁸。ブッシュ政権後期と同様に米朝二者間が突出して進んでいく懸念も抱かれたが、麻生首相は「今、米朝が話をするを我々は決して止めるつもりはない。我々はこの問題をきちんと監視する」との見解を示した⁹。

米CNNテレビによって北朝鮮によるテポドン2への燃料注入開始が報道される中、4月5日¹⁰、北朝鮮は弾道ミサイルを発射した¹¹。防衛省の報告書（5月15日発表）によれば、1段目は秋田県の西320キロメートルの日本海に落下し、2段目以降は北朝鮮が太平洋上に設定した危険区域の西端付近に落下したと推定され、北朝鮮が弾道ミサイルの長射程化

6 打ち上げ時期は4月4日から8日までの間。発射時刻は予定期間中の午前11時から午後4時の間。

7 クリントン国務長官は米中外相会談（3月11日、ワシントン）後の記者会見でボスワース特使の訪朝は北朝鮮から招待されなかったため実現しなかったと明らかにした。

8 3月2日にソン・キム六者会合首席代表が明らかにした（『読売新聞』夕刊2009.3.3）。なお、“Envoy's Status Raises Eyebrows”，*The Washington Post*, March 28, 2009も参照。

9 第171回国会参議院予算委員会会議録第16号11頁（平21.3.19）

10 北朝鮮が指定した4月4日から、防衛省をはじめとして緊迫した状況に包まれたが、4日の午後0時16分頃、官邸危機管理センターが地方自治体や報道機関に対し飛翔体が発射された旨を伝達する誤報が発せられた。浜田防衛相は「これはヒューマンエラー」との認識を示した（参議院外交防衛委員会（平21.4.7））。

11 4月5日、朝鮮中央通信が人工衛星発射に成功と発表し、衛星は「金日成將軍の歌」「金正日將軍の歌」などを470メガヘルツで地球上に送り、衛星を使いUHF周波数帯域で中継通信も行われていると報道された。なお、浜田防衛相は「政府としては、北朝鮮が発表したように人工衛星が軌道を周回しているという認識はしていない」とした（参議院外交防衛委員会（平21.4.7））。なお、4月7日に朝鮮中央テレビが弾道ミサイル発射場面の動画映像を公開した。

を進展させたとされる。

4月5日は、まさにオバマ大統領がプラハで核兵器廃絶に関する演説を行ったその日であり、演説の中でオバマ大統領は北朝鮮のミサイル発射についても「違反は罰せられなければならない (Violations must be punished.)」との強い表現で非難した¹²。

(2) ミサイル発射と安保理決議違反

ミサイル発射について北朝鮮は人工衛星の打ち上げと主張していた。これに対し、米 국무省は、2月27日、人工衛星としても安保理決議1718に違反するとの見解を示した¹³。また、モレル米国防総省報道官も、3月11日、衛星と弾道ミサイルは打ち上げ技術を共用しているとして安保理決議に違反するとした¹⁴。

日本も米国と同じく、「仮に北朝鮮がこれは人工衛星だと称しても、安保理決議1695及び1718の違反である」と表明しており¹⁵、その理由として「弾道ミサイルと人工衛星打ち上げに使われる宇宙打ち上げ機はほぼ同一であり、互換性のある技術に由来する」とした。また、北朝鮮は今回の発射に際しI M O、I C A Oへの通報を行っているが、仮にこれらの手続を正しく行ったとしても、安保理決議で求められている行動がそれによって排除されるという結果をもたらすものではないとの解釈を示した¹⁶。なお、安保理での協議においても、我が国は「北朝鮮が弾頭に付いているものを何と言おうと、ミサイルあるいはミサイル関連技術を使わないでこの運搬手段(デリバリーシステム)を製造し運用することは科学的に考えて全く不可能なことである」と主張している¹⁷。

韓国、また英仏も日米と同様の立場を取ったが、中国については、2月28日～3月1日に中曽根外相が訪中した際、日中間で「まず自制を求めるということで一致」したものの、人工衛星を打ち上げた場合に決議違反とするかどうかは明言しなかったとされる¹⁸。

4月1日、ロンドンで開催されたG20金融サミットにおける米中首脳会談では、オバマ大統領は胡錦濤国家主席に対し「実施は国連安保理の制裁決議違反にあたり、発射された場合は安保理で協議する」との考えを示していた。

12 “Remarks by President Barack Obama, Hradcany Square, Prague, Czech Republic, April 5, 2009”

13 “United Nations Security Council Resolution regarding space launches”, Office of the Spokesman, U.S. Department of State, February 27, 2009.

14 “U.S. Department of Defense News Briefing with Geoff Morrell from the Pentagon”, March 11, 2009.

15 第171回国会衆議院安全保障委員会議録第2号4頁(平21.3.13)中曽根外相答弁

16 第171回国会衆議院外務委員会議録第3号4頁(平21.3.18)鶴岡外務省国際法局長答弁。なお、例えば、すべての国に宇宙の平和利用(平和目的の「人工衛星」打ち上げのためのロケット発射)を認める宇宙条約との権利義務に係る抵触が生じるものと解されるが、その場合には国連憲章第103条の規定に基づき、安保理決議上の義務が優先する。

17 第171回国会参議院外交防衛委員会議録第10号12頁(平21.4.23)伊藤外務副大臣答弁

18 第171回国会衆議院外務委員会議録第2号10頁(平21.3.13)中曽根外相答弁

2. 弾道ミサイル発射に対する日本の対応

(1) 弾道ミサイルの迎撃

日本政府は、3月27日、自衛隊法に基づく「弾道ミサイル破壊措置命令」を初めて発令し、SM3やPAC3を配備した¹⁹。しかし、北朝鮮はミサイルを迎撃したら本拠地を粉砕すると主張するなど反発した。

弾道ミサイルの迎撃については、3月2日、麻生首相が「直接（日本に）被害が及ぶのであれば、自衛隊法で対応できる」と記者会見で述べ、翌3日、浜田防衛相も「ロケットであっても制御を失って、我が国に落下する可能性があるとするれば、それに対処するのは当然」と述べた。弾道ミサイル等に対する破壊措置を定めた自衛隊法82条の2の措置は、我が国領域における人命、財産に対する被害を防止するため、我が国に向けて飛来する弾道ミサイル等が破壊の対象となっていることから、我が国に飛来しない弾道ミサイル等についてはその対象にはなっていない。ただし、「自衛隊法82条の2に基づく破壊措置の対象には、弾道ミサイルのみならず、事故等によって制御を失った我が国に落下する可能性のある人工衛星も含まれる」と浜田防衛相は答弁した²⁰。

米国においても、2月26日の時点ですでにキーティング米太平洋軍司令官が「あらゆる北朝鮮の弾道ミサイルを撃ち落とす準備が十分できている」と述べていた。しかし、3月29日、ゲーツ国防長官が「迎撃の計画はない」と発言²¹したことが日本国内に不安を抱かせることとなった。中曽根外相は今回の北朝鮮のミサイル発射と米国との関係について、「飛距離が延びるということであれば、米国にも大きな影響が生じてくる可能性もある」と述べた²²。

(2) 独自制裁の強化等

我が国を飛び越す形でミサイルが発射されたため、日本国内でも大きな反響を呼んだ。麻生首相は「最も被害を受ける確率が高いのは日本」とした上で²³、「極めて挑発的な行為で、日本として断じて看過できない」と記者会見で述べ、また、河村官房長官は北朝鮮のミサイル発射に抗議する内閣官房長官声明を発表し、加えて、対北朝鮮経済制裁を1年延長する方針を表明した。

北朝鮮に対する経済制裁のうち、国会の承認が必要な北朝鮮籍船の入港禁止と輸入禁止については、これまで半年ごとに延長されてきた。対北朝鮮制裁については、2008年8月

19 海上配備型迎撃ミサイル（SM3）を搭載したイージス艦2隻を日本海に、地对空誘導弾パトリオット3（PAC3）を秋田、岩手両県と首都圏の計5か所に配備。

20 第171回国会参議院予算委員会会議録第11号27頁（平21.3.11）

21 ゲーツ国防長官は「ハワイに向かって飛んでくるなどした場合は迎撃を考慮するかもしれない」とした。これに対し、中曽根外相は衆議院外務委員会（平21.4.8）において「（ゲーツ国防長官の発言は）本土に対する危機が迫った場合ということ述べていることであり、自国のみを防衛するという意図で発言されたものではないと理解している」との見解を示した。

22 第171回国会衆議院外務委員会議録第7号33頁（平21.4.8）

23 第171回国会衆議院予算委員会議録第24号5頁（平21.5.7）

の日朝実務者協議における北朝鮮の拉致問題に関する再調査委員会立ち上げが遅れて以来、与野党双方から追加制裁の意向が示されてきたが、4月10日、1年間の制裁延長が閣議決定された際に追加措置として発表されたのは、外為法に基づく北朝鮮への送金報告基準を3,000万円超から1,000万円超に、また、渡航者が携帯して持ち出す現金の届出基準を100万円超から30万円超にそれぞれ引き下げる措置のみだった（4月17日に閣議決定）。基準は引き下げられたものの、実質的な効果が疑問視されたが、政府は「北朝鮮向けの資金の流れに限り特別に行政としてその流れをつかんでいこうとする趣旨」と説明した²⁴。

国会においては、北朝鮮の人工衛星発射予告に対し、3月31日、衆参両院の本会議で「北朝鮮による飛翔体に対して自制を求める決議」を全会一致で、また、ミサイル発射を受けて、4月7日には衆議院本会議で、8日には参議院本会議で「北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議」を多数で²⁵、それぞれ採択した²⁶。

3. 弾道ミサイル発射に対する国連安保理の対応

ライス米国連大使が安保理決議の採択を目指す方針を表明する中、国連安保理においては、弾道ミサイルが発射された4月5日、緊急会合が開催され、日米両国がこれまでの安保理決議に明確に違反だとして新たな決議案の採択を目指す方針を表明し、議長国メキシコは協議継続を合意したとする議長談話を発表した。その後、非公式の六か国（日米英仏中ロ）大使級会合が開かれたが、中国とロシアは新決議に慎重な構えを見せた。6日には2回目の六か国大使級会合が開かれ協議継続となったが、予定されていた7日の3回目の六か国大使級会合は中止となった。このときまでに中国は、「報道機関向け声明」の素案を提示していたとされる。8日、中国とロシアとそれぞれ二国間協議を行った米国は、その後、日韓と協議し、その中で早期決着を図るため議長声明をも視野に入れることを打診した。延期されていた3回目の大使級会合は9日に開催され、中国が妥協案として議長声明の素案を提示した。そこには「決議1718に従っていない（not in conformity）、北朝鮮による4月5日の発射を非難（condemn）する」と表現されていた²⁷。10日、決議採択を目指していた日本の麻生首相は記者会見で議長声明の容認を示唆し、11日の4回目の大使級会合において各国は議長声明案で合意したが、合意案では、素案の「従っていない」との表現は「違反（in contravention of）」に強まった。13日、国連安保理公式会合において、発射を非難する議長声明が採択された。議長声明に対し、中曽根外相は「国際社会がとにかく速やかに一致した強いメッセージを出すことが大事だということで外交努力を

24 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第9号19頁（平21.4.21）

25 「北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議」においては、与党案に対し、民主、社民、国民新の3党は「ミサイル」を「飛翔体」の文言に修正する等の案を提示したが、与党は受け入れなかったとされる。結局、採決に際しては、社民党は棄権し、共産党は反対した。

26 国会決議が採択されたこともあり、政府は、それまで北朝鮮のミサイルのことを「飛翔体」、4月6日からは「ミサイル関連飛翔体」と呼んでいたが、4月10日以降は「ミサイル」と表現するようになった。

27 『朝日新聞』夕刊（2009.4.11）

重ねてきた」、「決議とはならなかったが、議長声明としては十分に強い内容のものであると考えている」と評価した²⁸。

4．決議1718を補完する議長声明の意味

議長声明においては、「安保理は、安保理決議1718に違反する北朝鮮による4月5日の発射を非難」し、「北朝鮮が決議1718の下での義務を完全に遵守しなければならない」ことを改めて述べ、北朝鮮に対し「いかなる更なる発射を行わないよう要求」した。今回の「発射」がいかなるものだったか明記せず玉虫色の結果となったが、今後の「更なる発射」は、「人工衛星ともロケットともミサイルとも書いていない」と国会で政府が主張していることから²⁹、今後については幅広く「発射」を行わないように北朝鮮に要求したものと解することができるだろう。

また、決議1718によって課されていた北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連に関与する団体やそれに資する品目の指定などの措置を「調整すること」に合意し、安保理は対北朝鮮制裁委員会に対し、このために実施した任務の結果を報告するよう指示した（4月24日まで）。

今回の議長声明は、安保理決議1718と相まって、決議1718の法的義務の履行を改めて公式に迫るものである³⁰。決議1718は国連憲章第7章と第41条に言及し、具体的な制裁が明記されており、国連加盟国に法的拘束力を有する決定として採択された。しかし、この制裁決議は、決議後の米朝協議の開始もあって（ブッシュ政権期）、国連加盟国による十分な履行がなされてきたと言える状況にはなかった。

今回の議長声明においては、日本が当初主張していた決議とならず、日本の主張と国際社会の現実の中での発出になったが、それでもこの議長声明は「決議1718を遵守する、しかも一定の年限あるいは日時も明記した形で具体的な手段というものを明記した」ということは、一定の、具体的な効果がある」と評価できる³¹。その意味では、現在の北朝鮮をめぐる諸問題の中で、拘束力を有する制裁決議1718の存在の意義が再確認される形となった。

4月15日、対北朝鮮制裁委員会は初会合を開き、日本と米国は制裁対象リストを提出した。4月24日には、対北朝鮮制裁委員会は資産凍結の対象として3団体を指定し安保理に報告した³²。これら指定された団体に対しての資産凍結は、国連加盟国に対し決議1718による拘束力が生じることとなる。

28 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号8頁（平21.4.16）

29 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号12頁（平21.4.23）伊藤外務副大臣答弁

30 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第9号20頁（平21.4.21）

31 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第10号12頁（平21.4.23）伊藤外務副大臣答弁

32 指定されたのは北朝鮮に所在の「朝鮮鉱業開発貿易会社」、「朝鮮リヨンボン総合会社」、「タンチョン商業銀行」の3団体。その他、北朝鮮への禁輸対象に、磁気方位センサーや熱電池等が追加された。

5．北朝鮮の二度目の核実験（2009年5月25日）

（1）議長声明発出後の北朝鮮

国連安保理が北朝鮮の「発射」を非難する議長声明を採択すると、その翌日、4月14日には北朝鮮外務省がこの議長声明に対する声明を発表した。そこには、六者会合から離脱し、六者会合のいかなる合意にも拘束されない、自力による軽水炉発電所の建設を検討する、自衛的核抑止力を強化する、無能力化されていた核施設（複数）を原状復旧し使用済み核燃料棒をすべて再処理するなど、その後の北朝鮮がとる行動が示されていた。

この声明のとおり、北朝鮮はすぐにIAEAの監視要員に退去を通告し、4月25日には朝鮮中央通信が核燃料棒の再処理再開を報道した。また、国連安保理の対北朝鮮制裁委員会が資産凍結対象団体を指定すると、4月29日、北朝鮮外務省報道官が謝罪を要求する声明を発出した。その中には、謝罪がない場合には、核実験とICBM発射実験を含む追加的な自衛的措置（複数）を講じざるを得なくなるとし、また、軽水炉発電所建設の技術開発を開始する、とあった。これと同時に北朝鮮は、中朝国境地帯で3月に拘束した米国人女性記者2人の裁判を6月4日に開くと発表し³³、また、開城工業団地に関する法規や契約を無効にすると表明するなど、米国や韓国に対する圧力を強めていった。

これに対し、米国では北朝鮮問題を担当するボスワース特使が米朝直接協議の可能性に言及しつつ、5月7日から11日にかけて中国、韓国、日本を訪問し協議を重ねた。ボスワース特使は「対話の扉は開かれている」と北朝鮮に呼び掛けてきたが、上記のとおり北朝鮮の挑発はやまなかった。

（2）核実験に対する我が国の対応

5月25日、北朝鮮は2006年10月9日に続く二度目の地下核実験を実施し、朝鮮中央通信は「地下核実験を成功させた」と報じた³⁴。気象庁は、北朝鮮において通常の波形とは異なる地震波を探知し、深度もいわゆるゼロメートルであり³⁵、かつ、韓国側からも北朝鮮の核実験実施の発表があったため、我が国においても核実験が行われたものと断定した³⁶。

麻生首相は内閣総理大臣声明を発表し、北朝鮮の核実験は弾道ミサイル能力の増強と併せ考えれば我が国の安全に対する重大な脅威として非難した。浜田防衛相は、「北朝鮮が比較的短期間のうちに核兵器の小型化、そして弾頭化の実現に至る可能性も排除できな

33 北朝鮮の中央裁判所は6月4日から8日の間に裁判を実施し、「朝鮮民族敵対罪」と「不法国境出入罪」で12年の労働教化刑を宣告した。8月4日、クリントン元大統領が訪朝し、金正日総書記と会談。記者2人は特赦により解放された。

34 報道によれば、同時に短距離ミサイルを発射している。

35 気象庁は、発生時刻9時54分40秒ころ、北緯41.2度、東経129.2度、深さ0キロメートル、マグニチュード5.3と推定される旨発表した。なお、前回2006年のときはマグニチュード4.9。

36 第171回国会参議院予算委員会会議録第24号17頁（平21.5.25）河村官房長官答弁。なお、報道によれば米中両国には事前通報（30分～1時間弱前）があったとされるが、米国から日本への事前の通報については、中曽根外相は「米国から情報が伝わっていたということは事実である」としたものの、「（実験の）事前事後については申し上げることはできない」と答弁した（参議院予算委員会（平21.5.28））。

い」と懸念を表明した³⁷。また、5月26日には衆議院本会議で、27日には参議院本会議で「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議」がそれぞれ採択された。

我が国独自の制裁としては、国連安保理の決議採択を待った後、北朝鮮に向けたすべての品目の輸出禁止、金融制裁措置に違反した在留外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国の制限などの追加措置を実施することとなった。

北朝鮮がミサイル発射に続き核実験を強行したことで我が国の防衛の在り方も問われることとなり、日本を射程に含むノドン・ミサイル等への対抗策として敵基地攻撃能力について議論されたが、浜田防衛相は「(議論の)時期を選ばないと国民に対して間違ったメッセージを送ることになり逆にバイアスの掛かる可能性もあるので、冷静に議論をしていくことが重要」とおさめた³⁸。

(3) 核実験に対する各国の対応

各国は、それぞれ北朝鮮の核実験について非難の声を挙げた。米国でも、オバマ大統領が書面での声明のほかに口頭でも声明を読み上げ、国際法に違反するとして米国及び国際社会が行動することを呼び掛けた。5月26日には、麻生首相との電話会談に臨み、その中でオバマ大統領より核の傘を含む米国の拡大抑止に対するコミットメントが改めて日本に対して表明された³⁹。

韓国は、韓国国民に対し北朝鮮への渡航自粛を要請し(開城工業団地関係者は例外として容認)、5月26日に「拡散に対する安全保障構想」(P S I)への全面参加を発表した。中国は、5月25日に外交部声明によって断固反対を表明し、北朝鮮に六者会合への復帰を求め、また、関係国には冷静かつ適切な対応を呼び掛けた。ロシアの外務省声明においても、中国と同じく、朝鮮半島の核問題が六者交渉プロセスの枠組み内においてのみ解決することができる旨が言及された。

6. 核実験に対する国連安保理の対応

(1) 国連安保理における協議と決議1874の採択

我が国は、核実験が実施された5月25日に安保理議長国であるロシアに対し、安保理の緊急会合の開催を要請した。安保理における非公式会合後、チュルキン露国連大使は新決議のための作業開始を決定した旨の報道向け議長談話を発表した。4月のミサイル発射の際には決議採択に反対した中国だったが、日中外相による協議の中で、中国も決議採択が

37 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第13号3頁(平21.5.26)

38 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号25頁(平21.6.4)。敵基地攻撃能力については、自民党国防部会の防衛政策検討小委員会がまとめた新防衛計画大綱への提言案にも盛り込まれた(5月24日)。

39 第171回国会参議院予算委員会会議録第27号2頁(平21.5.29)麻生首相答弁。米国による日本に対する拡大抑止については、オバマ大統領の表明のほか、5月25日の日米外相電話会談、5月30日の日米防衛相会談において米国側からコミットメントの表明があった(参議院外交防衛委員会(平21.6.4))。

必要であるとの立場を示しており⁴⁰、今回は決議がいかなる内容となるかが焦点となった。

翌26日から国連安保理では常任理事国の5か国と日本、韓国の7か国による大使級会合が開催され、日米両国が決議素案を配付するなど決議案の検討が始められた。特に中国が北朝鮮を不用意に刺激することを躊躇したため協議は難航したが、断続的に協議された結果、6月4日の大使級会合では、貨物検査について公海上では旗国の同意のもとで行うこととして基本合意に至った。しかし中国は、貨物検査を行うことを「決定する」としていた決議案に対し、その義務化を取り下げようさらに要求した。こうして6月10日の大使級会合において北朝鮮に対する新たな制裁決議案について最終合意に至り、同日、決議案は国連安保理に配付された。6月12日、決議1874は全会一致で採択されたが、このとき北朝鮮は安保理に出席しなかった。

安保理決議1874の採択後、北朝鮮は6月13日、外務省声明を公表した。その中では、「いまや核放棄など絶対にありえないものになった」とした上で、新たに抽出されるプルトニウムの全量を兵器化やウラン濃縮作業に着手するとされ、また、決議1874に従って米国等が封鎖を試みる場合、戦争行為とみなして軍事的に対応すると表明した。さらに、7月4日には、弾道ミサイル7発を発射した⁴¹。

(2) 安保理決議1874の内容

決議では、北朝鮮の核実験及びミサイル活動が国際の平和及び安全に対する明白な脅威であることを引き続き認定し、国連憲章第7章の下で行動し、同憲章第41条に基づく措置をとることとした。

具体的な北朝鮮に対する制裁措置については、まず武器禁輸措置として、北朝鮮からのすべての武器・関連物資の輸出禁止、北朝鮮によるすべての武器・関連物資（小型武器及びその関連物資を除く）の輸入禁止が決定された。

貨物検査としては、すべての国が、国内権限・国際法に従い、海港及び空港を含む自国の領域内で、禁止物品（安保理決議1718及び1874により北朝鮮への輸出入が禁止される物品）の疑いのある貨物を検査することが要請された（主文11）。また、公海上においても、すべての加盟国が禁止物品の疑いのある貨物の検査のために旗国の同意を得て船舶を検査することを要請された（主文12）。すべての国がこれらの検査に協力することが要請されたが、旗国が公海上の検査に同意しない場合は、旗国は当該船舶に対し検査のため適当かつ都合のよい港に航行するよう指示することが決定された（主文13）。さらに、すべての加盟国に対し、検査において特定された禁止物品の押収及び処分を行うことが決定された（主文14）。禁止物品を運搬している疑いのある北朝鮮船舶への燃料供給等の禁止についても決定された（主文17）。このように決議1718において貨物検査を含む協力行動をとることが要請されるのみだった履行確保の手段が、領海と公海それぞれの場合について具体

40 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第16号13頁（平21.6.4）中曽根外相答弁

41 具体的には、中距離ミサイル「ノドン」2発、新型短距離ミサイル「スカッドER」3発、短距離ミサイル「スカッドC」2発との分析結果もある（『読売新聞』（平21.7.8））。

的に明記され、また、禁止物品の押収・処分にまで言及されることとなった。

金融面の措置としては、大量破壊兵器・ミサイル関連計画・活動に資するいかなる金融資産等の移転防止、すべての加盟国及び国際金融機関等に対する新規援助（無償資金、資金貸付等）の禁止（人道・開発目的又は非核化促進のためのものを除く）等が要請された。

加えて、安保理決議の履行強化のため、従来の対北朝鮮制裁委員会に加え⁴²、国連事務総長に対し、7名までの専門家グループを設置することとなった。この専門家グループは制裁委員会を支援し、決議により課された措置の履行についての情報収集、その改善のための勧告等を行うこととなる。

なお、我が国の懸案事項である拉致問題については、人道上の懸念に対応する重要性を再度強調することで示されることとなった。

おわりに 経済制裁の実効性を高めた決議1874

2006年の北朝鮮の初めての核実験に対する安保理の制裁決議1718においては、その履行確保の手段として、貨物検査を含む協力行動をとることが要請されたが、これは大量破壊兵器等の拡散防止に関する安保理決議1540と類似した規定となっており、既存のP S I活動の一環として位置付けられるにとどまっていた⁴³。

これに対し、今回の北朝鮮の2度目の核実験に対する新たな制裁決議1874は、貨物検査について国連加盟国に対し領海又は公海における具体的な行動をとることが明示され、また、金融面の措置や履行状況の検認など、経済制裁の実効性確保のための措置が相当具体的に規定された。決議1718に基づく制裁措置を報告した国連加盟国が73か国及びEUにとどまり⁴⁴、また、2006年の時点ですでに洋上での貨物検査を実施しないこととなっていたのに比べ⁴⁵、決議1874は実効性に期待できる内容となった。

しかし、これら制裁措置が実際に効力を発揮するためには、北朝鮮に大きな影響力を持つ中国の協力が不可欠となる。米国からは、決議採択前にスタインバーグ米国務副長官ほかリービー財務次官を含む代表団が訪中し、協議を行った。また、決議採択後、6月26日に米国は決議履行を着実に実施する方策を協議するため省横断的な委員会を新設したが、委員長を務めるゴールドバーグ元駐ポリビア大使は、7月2日～3日に訪中し協議を重ねた。さらに、リービー財務次官は7月8日～10日にも中国と香港を訪問している。

この間、6月18日に米国防総省は北朝鮮の貨物船カンナム号を追跡していることを明らかにし、決議1874採択後の初めての例として大いに注目された。カンナム号の目的地はミ

42 対北朝鮮制裁委員会は、7月16日、資産凍結等の対象として5団体・5個人を指定し、禁輸措置の対象としてミサイル関連の2品目を追加した。

43 P S Iと安保理決議1540、決議1718の関係性については、森川幸一「国際平和協力外交の一断面」『日本外交と国際関係』（内外出版、2009年）255～262頁を参照。また、安保理決議1718については、寺林裕介「北朝鮮の核実験と国連安保理決議1718」『立法と調査』No.262（2006.12）を参照。

44 第171回国会衆議院外務委員会議録第9号6頁（平21.4.24）

45 日米豪の3か国による実務者協議において洋上での船舶検査を行わないことで一致していた（『毎日新聞』（2006.11.7））。

ャンマーと報道されたが、ミャンマー政府は否定した⁴⁶。その後、カンナム号は、6月28日まで南下を続けていたが、その後進路を変更し、7月7日には北朝鮮に帰還した。具体的な貨物検査は実施されなかったが、北朝鮮の貨物船がどの港にも立ち寄らず引き返したことは、制裁決議の存在の意義を確かめる結果ともなった。

我が国の対応としては、決議1874の採択を受け、領海及び公海における北朝鮮特定貨物⁴⁷を積載していると認められる船舶に対する検査等を規定した「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案」が、7月7日、国会に提出された⁴⁸。

現実的には、より具体的に実効性の高まった決議1874を土台として、実際には六者会合の場で問題解決の糸口を探るのが適当だろう。決議1874においても、北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰することを要請するなど、六者会合はこの問題を解決する上で最も重要な枠組みであると考えられるが、上述したように北朝鮮は、ミサイル発射を非難する安保理議長声明に反発し、六者会合からの離脱を宣言している。

このような状況において、6月1日、スタインバーグ米 국무副長官ほか代表団が訪日した際、藪中外務次官は記者会見で「(六者会合について)今後の在り方を考えなければいけない。どこまで効果があったのか、反省も踏まえて新しいアプローチも考えていく」と述べた。また、6月28日に行われた日韓首脳会談においても、李明博大統領から北朝鮮を除く五か国協議を行うことが提起され、検討することが確認されるなど、既存の六者会合の見直しについて言及がなされてきた。

これに対し、北朝鮮は、7月27日、改めて六者会合への復帰を拒否し、「対話方式は別にある」とする外務省報道官談話を発表した。これは米朝直接対話や日韓を除いた四者協議等を指しているとも考えられる。

仮に米朝が二者間のみで、北朝鮮のシナリオどおりに交渉を進めれば、クリントン政権時の軽水炉及び重油支援や、ブッシュ政権時のテロ支援国家指定解除と同じ轍を踏むこととなるだろう。今回の安保理決議1874の存在意義を活かし、着実に北朝鮮による核・ミサイルの拡散の脅威を防いだ上で、国際社会はより包括的な交渉を北朝鮮に求め、現実的な対応をとる必要がある。

46 ミャンマーに対し、中国とインドが影響力を行使するよう米側から働きかけたとも言われている。

47 安保理決議1718及び決議1874で輸出入が禁止された武器・関連物資等(特措法第2条)。

48 7月14日、衆議院本会議において全会一致で可決されたが、7月21日、衆議院が解散されたため、廃案となった。